

# 税務グループ第1回考査

## 試 験 問 題

### 注意事項

<補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください>

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答えは配付した解答用紙で作成してください。答案作成には、万年筆又はボールペン（インクはいずれも黒に限る。）のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。なお、黒インク以外、又は鉛筆書きの場合は、その解答用紙を採点しません。
- 5 所属、補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実にすべて記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 6 解答用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 7 解答用紙はA3用紙です。切り離さずに提出してください。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は2時間です。
- 10 試験開始60分後から試験終了10分前までの間は、途中退室を認めます。途中退室する場合は、必ず解答用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ってください。
- 11 試験場で使用が認められるものは、次のとおりです。  
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計（通信機能を有するものや置時計などを除く）。  
使用が認められるもの以外はカバン等にしまい、荷物はすべて足元に置いてください。
- 12 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 13 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル500ml程度のもので1本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 14 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 15 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに解答用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 16 不正を行った者には直ちに退場を命じ、その日の考査は無効とします。

※各問題で登場する企業や個人は、各問題のみで使用されるものであり、互いに関連しないので注意すること。問題文に指示しているものを除き、令和2年4月1日現在の施行法令等によって出題されている。

### 問題1 消費税法概論

以下の前提条件で、令和2年分(令和2年1月1日～令和2年12月31日)の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成しなさい。ただし、全て標準税率で計算すること。

[前提条件]

1. 業種は小売業であり、個人事業主である。
2. 平成30年の課税売上高は18,000,000円で、令和元年までは免税事業者であった。
3. 令和元年5月に「消費税課税事業者届出書」を所轄税務署に提出した。  
(注)「消費税簡易課税制度選択届出書」は所轄税務署に提出していない。
4. 会計処理は税込経理方式を採用している。
5. 損益の内容は次のとおりである。

(単位：円)

科 目		金 額	課税対象	課否判定
売 上 高		22,000,000	22,000,000	○
仕 入 高		21,000,000	21,000,000	○
差引金額		1,000,000		
経 費	人 件 費	4,000,000	—	×
	水道光熱費	1,000,000	1,000,000	○
	店舗家賃	1,000,000	1,000,000	○
	計	6,000,000		
差引金額		▲5,000,000		

(注) 課否判定の○は消費税がかかるもの、×はかからないものを示している。

## 問題2 地方税法概論

問1 地方税には多くの税目がある。それぞれの税目に関する以下の間に答えなさい。

(1) 住民税に関する説明文の空欄①～④に当てはまる語句を答えなさい。

- ・ 法人住民税は、( ① )及び( ② )で構成される。
- ・ ( ① )の課税標準は、法人税額である。
- ・ 法人住民税の( ② )の税率は、事業年度末日現在の資本金等の額と資本金及び資本準備金を比較して大きい金額、及び( ③ )者の数で決定される。
- ・ 個人住民税の納税方法には、( ④ )徴収と特別徴収がある。特別徴収とは、給与支払者が、納税義務者である給与所得者に代わって毎月給与所得者に支払う給与から個人住民税を徴収して納付することをいう。

(2) 法人事業税に関する説明文の空欄⑤～⑧に当てはまる語句又は数値を答えなさい。

- ・ 法人事業税の課税標準は、事業年度末日現在の貸借対照表の資本金の額が( ⑤ )億円を超える会社については、付加価値割、( ⑥ )及び所得割の3種類である。ただし、収入を課税標準とする会社を除く。
- ・ 平成31年度(令和元年度)税制改正により、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から法人の事業税の税率が引き下げられ、( ⑦ )法人事業税が創設された。( ⑦ )法人事業税は、国税であるが、法人事業税と併せて申告納付する。なお、地方法人特別税は、令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止された。
- ・ サービス業を営む法人事業税の分割基準は、( ⑧ )者の数及び( ⑨ )所の数である。

問2 以下の場合、法人事業税の付加価値割の算定につき、A 収益配分額、B 雇用安定控除額及びC 課税標準となる付加価値額を答えなさい(下記条件以外を考慮する必要はない)。

(条件)

報酬給与額	3,000	百万円
支払利息	500	百万円
受取利息	100	百万円
支払賃借料	100	百万円
受取賃貸料	400	百万円
単年度損益	△780	百万円

### 問題3 所得税法概論

問1 事業を営む居住者甲の令和元年分の事業所得の金額の計算上、現在集計している営業費は4,222,000円である。ただし、これには以下①～⑤が含まれている。必要経費に算入されないものを除いて、あるべき必要経費の額を計算しなさい。

- ① 交通反則金 12,000円  
甲が商用中に駐車違反をしたことにより支払ったもの。
- ② 住民税 180,000円  
甲の令和元年分として支払った住民税
- ③ 運転免許取得費用 240,000円  
甲が従業員に対して、商用で運転を行わせる目的で取得をさせたもの。
- ④ 同業団体に対して支出した年会費 55,000円
- ⑤ 小規模企業共済の掛金 360,000円

問2 居住者乙（白色申告者）の令和元年分の不動産所得の金額を以下の情報に基づき解答しなさい。なお、下記に記載された情報以外は考慮しない。

- 令和元年分の不動産所得に係る収入は4,500,000円であるが、次の敷金に関して未処理である。敷金は入居時に30%を償却する契約が締結され、敷金の残額については退去時に、クリーニング費用等と相殺のうえ、精算を行う。
  - 令和元年に入居したAさんからの預かり敷金 60,000円
  - 令和元年に退去したBさんからの預かり敷金 70,000円  
Bさんは5年前に入居し、令和元年に退去した。退去に際し、クリーニング費用37,000円を要したため、12,000円を返還した。
- 令和元年分の不動産所得に係る必要経費は1,600,000円である。この金額にはBさんの退去時におけるクリーニング費用37,000円が含まれている。

問3 居住者丙について、以下の資料1～4を参考に、関連する設問(1)～(5)に答えなさい。丙は医療費控除を受けるために、確定申告を行う。なお、下記資料に記載された情報以外は考慮しない。

<資料>

1. 丙及びその妻に関する情報は以下の通りである。

氏名	続柄	生年月日	その他の事項
丙	本人	1970年9月21日	会社員（給与所得のみ）、世帯主
妻	妻	1970年6月10日	パート給与収入1,700,000円

2. 丙の扶養親族に関する情報は以下の通りである。

氏名	続柄	生年月日	その他の事項
長男	子	2000年10月7日	収入なし
次男	子	2003年7月4日	収入なし
母	母	1938年4月15日	同居、身体障害者手帳2級

3. 丙の給与所得の源泉徴収票は以下の通りである。（一部抜粋）

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	7,254,900円	5,329,410円	2,863,120円	152,200円

4. 令和元年(2019年)の医療費関連の資料は以下の通りである。ただし、医療費控除の対象とならない内容も含まれている。

受診者	診療区分	内容	本人の支払額	備考
丙	外来	治療費	25,500円	
丙	—	人間ドッグ代	66,000円	検査の結果「異常なし」であった
妻	外来	レーシック代	150,000円	
妻	外来	治療費	18,000円	
長男	—	プロテイン代	23,000円	
次男	外来	治療費	9,600円	接骨院での捻挫治療である
母	入院	入院治療費	120,000円	希望した個室代100,000円を含む
母	調剤	薬代	4,500円	

- (1) 給与所得に関する次の記述のうち、不適切なものをア～エから一つ選びなさい。
- ア：勤務する会社から受け取る給与所得は、総合課税の対象となる。
  - イ：その年の1月から12月の一暦年に、勤務先から支給される給与や賞与等の総額から給与所得控除額を差し引いた後の金額が給与所得の金額となる。
  - ウ：給与所得者が、創業30周年記念などとして給与の支払者から現金で5万円を受け取った場合、当該祝い金は非課税所得となる。
  - エ：給与所得者が受け取る通勤手当については、合理的な範囲内であれば月額15万円を限度に非課税所得となる。

- (2) 下記(A)～(E)を所得税の原則的な計算手順に基づき並びなさい。

(A)	医療費控除や配偶者控除、扶養控除などの所得控除を行う。
(B)	課税対象と各種所得について、その種類ごとに定められた計算方法により所得の金額を計算する。
(C)	各種所得金額の損益通算、純損失・雑損失の繰越控除を行う。
(D)	住宅借入金等特別控除や配当控除などの税額控除を差し引き納税額又は還付額を算出する。
(E)	課税総所得金額に税率を乗じて、算出所得税額を計算する。

- (3) 上記<資料>に基づき、丙は配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができるか。解答用紙の該当する箇所を○で囲み、受けられる場合には、その控除額を解答しなさい。
- (4) 上記<資料>に基づき、丙が扶養親族に関連して受けられる扶養控除、障害者控除の金額を解答しなさい。
- (5) 上記<資料>に基づき、丙が受けられる医療費控除の金額を解答しなさい。

<参考資料> (以下は、令和元年(2019年)に係る所得控除額である。)

【給与所得控除額】

収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40% (最低 65万円)
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10% + 120万円
1,000万円超	220万円 (上限)

【配偶者控除】

配偶者の所得金額の合計額 (38万円以下)	納税者の所得金額の合計額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般の控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円
老人控除対象配偶者 (年齢70歳以上)	480,000円	320,000円	160,000円

【配偶者特別控除】

配偶者の所得金額の合計額	納税者の所得金額の合計額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	380,000円	260,000円	130,000円
85万円超 90万円以下	360,000円	240,000円	120,000円
90万円超 95万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
95万円超 100万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
100万円超 105万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
105万円超 110万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
110万円超 115万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
115万円超 120万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
120万円超 123万円以下	30,000円	20,000円	10,000円

【扶養控除】

控除対象扶養親族の区分	控除額	
一般扶養親族 (16歳～19歳未満、23歳～70歳未満)	380,000円	
特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)	630,000円	
老人扶養親族 (70歳以上)	一般	480,000円
	同居老親等	580,000円

**【障害者控除】**

障害者控除	区分	控除額
	一般障害者	270,000 円
	特別障害者	400,000 円
	同居特別障害者	750,000 円

**【医療費控除】**

医療費控除額＝

医療費の額－医療費を補填する保険金等－（10 万円又は課税標準の合計額×5%のいずれか少ない金額）

問 4 居住用財産の譲渡所得の課税について述べた以下の文章の空欄①～⑤に当てはまる適切な語句又は数字を答えなさい。また、aについては括弧内の適切と考える選択肢を選び、解答用紙に記入しなさい。

【居住用財産の譲渡所得の課税】

自分が住んでいたマイホーム（居住用財産）を売却して、一定の要件に当てはまるときは、長期譲渡所得の税額を通常の場合よりも低い税率で計算する軽減税率の特例を受けることができる。

適用要件は以下の通りである。

- (1) 日本国内にある自分が住んでいる家屋を売却するか、家屋とともにその敷地を売却すること。
- (2) 売却した年の1月1日において売却した家屋や敷地の所有期間がともに（ ① ）年を超えていること。
- (3) 売却した年の前年及び前々年にこの特例を受けていないこと。
- (4) 売却した家屋や敷地についてマイホームの買換えや交換の特例など他の特例を受けていないこと。
- (5) 親子や夫婦など特別の関係がある人に対して売却したものでないこと。

税率は下表のとおりである（復興特別所得税は含まない）。

課税長期譲渡所得金額	所得税	住民税
（ ② ）万円以下の部分	（ ③ ）%	4%
（ ② ）万円超の部分	15%	5%

課税長期譲渡所得金額とは、次の算式で求めた金額である。

（土地建物を売った収入金額）－（（ ④ ）＋譲渡費用）－特別控除

また、上記の軽減税率とは別に、居住用財産を譲渡したときは、所有期間の長短に関係なく所得から最高（ ⑤ ）万円まで控除できる特例（特別控除）がある。

軽減税率と特別控除の適用は重ねて受けることがa：（できる/できない）。

問 5 日本居住者であるY氏は令和元年に株式を譲渡した。以下の資料に基づいて、(1)及び(2)の間に答えなさい。

- (1) ①一般株式等に係る譲渡所得金額及び②適用される所得税率（復興特別所得税は含まない）を答えなさい。
- (2) 翌年に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額を答えなさい。

<令和元年の株式譲渡に関する資料>

・Y氏は特定口座を利用しておらず、配当所得はないと仮定する。所得区分は譲渡所得とする。

銘柄	取得費（円）	売渡日	譲渡のための委託手数料（円）	売却金額（円）
A（上場株式）	1,500,000	令和元年8月5日	17,000	1,700,000
B（上場株式）	2,500,000	令和元年11月13日	13,000	1,300,000
C（非上場株式）	500,000	令和元年12月6日	—	4,000,000

#### 問題4 相続税法概論

問1 以下の文章の空欄①～⑩に当てはまる語句または数字を答えなさい。

- (1) 血族相続人には、相続順位がある。第一順位は、子であり、第二順位は直系尊属、第三順位は ( ① ) である。なお、被相続人の ( ② ) は、各血族相続人と並んで常に相続人となる (民法第 887 条、第 889 条、第 890 条)。
- (2) 法定相続人が配偶者と子の場合の配偶者の法定相続割合は 2 分の 1、法定相続人が配偶者と直系尊属のみの場合の配偶者の法定相続割合は 3 分の 2、法定相続人が配偶者と兄弟姉妹のみの場合の配偶者の法定相続割合は ( ③ ) となっている。
- (3) 養子の種類には普通養子と ( ④ ) があり、普通養子は、養親の相続の場合も、実親の相続の場合も相続人となる。但し、相続税の計算において、法定相続人の数に算入できる養子の数は次の通り制限されている。  
被相続人に実子がある場合・・・( ⑤ ) 人  
被相続人に実子がない場合・・・( ⑥ ) 人
- (4) 遺産の分割方法には、現物分割、代償分割、( ⑦ )、共有とする分割の 4 種類がある。
- (5) 相続の放棄は相続の開始があったことを知った時から ( ⑧ ) 以内に ( ⑨ ) 裁判所に申述しなければならない。
- (6) 遺留分権利者は、配偶者及び被相続人の子、直系尊属であり、( ⑩ ) は遺留分権利者に該当しない。また、各遺留分権利者には、法定相続割合に応じて原則としてその 2 分の 1、ただし、直系尊属のみが相続人の場合には ( ⑩ ) の遺留分が配分される。

問2 甲 (70 歳) には、長男の乙 (40 歳)、次男の丙 (38 歳) の他に長女の丁がいたがすでに亡くなっている。長女の丁には、配偶者の戊と長男の己がいる。甲の配偶者はすでに死亡している。

公認会計士・税理士であるあなたは、自分自身の相続について対策を考えている甲から下記 (1) ～ (4) の相談を受けた。

<現在 (令和 2 年 3 月 31 日) の甲の財産及び債務>

1. 甲の財産

・現預金	1 億 5,000 万円
・非上場株式	1 億 5,000 万円
・自宅土地	1 億円
・自宅建物	3,000 万円
・仏具	500 万円
・書画	1,000 万円

2. 甲の債務

・借入金	5,000 万円
・未払金	900 万円

- (1) 「仮に私 (甲) が現時点で死亡した場合の相続税額の総額はいくらになるでしょうか。」  
(なお、小規模宅地の評価減の特例は考慮しないものとする。)

解答用紙に計算過程を記入するとともに相続税の総額を答えなさい。

- (2) 「贈与税の制度は二つあるように聞いたことがあるのですが、どのように異なっているのですか。」

解答用紙に記載してある表の空欄を埋めなさい。

- (3) 「相続税が高額になりそうなので、今年（令和 2 年）中に預金のうち 2,000 万円を贈与したい（内訳：長男乙に 1,000 万円、次男丙に 1,000 万円）と考えているのですが、上記の(2)のそれぞれの制度に基づいて計算した場合に乙が納める贈与税はいくらになりますか。なお、これまでに私(甲)は子供（乙、丙）に贈与をしたことはありません。」

解答用紙に計算過程を記入するとともにそれぞれの贈与税の金額を答えなさい。

- (4) 「私の場合には、まだ 10 年は生きると思うので、乙と丙にそれぞれ 10 年かけて毎年 100 万円ずつ合計 2,000 万円の現金を贈与していきたいと考えています。」

この考えに基づいた場合には、納める税額を少なくするためにはどちらの贈与制度を利用すべきか答えなさい。

① 相続税の速算表

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
10,000 千円以下	10%	—
30,000 千円以下	15%	500 千円
50,000 千円以下	20%	2,000 千円
100,000 千円以下	30%	7,000 千円
200,000 千円以下	40%	17,000 千円
300,000 千円以下	45%	27,000 千円
600,000 千円以下	50%	42,000 千円
600,000 千円超	55%	72,000 千円

② 贈与税の速算表

ア. 20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

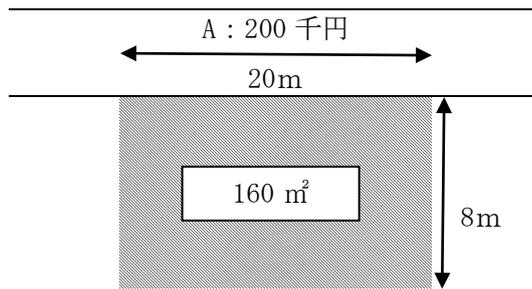
基礎控除後の課税価格	税率	控除額
2,000 千円以下	10%	—
4,000 千円以下	15%	100 千円
6,000 千円以下	20%	300 千円
10,000 千円以下	30%	900 千円
15,000 千円以下	40%	1,900 千円
30,000 千円以下	45%	2,650 千円
45,000 千円以下	50%	4,150 千円
45,000 千円超	55%	6,400 千円

イ. ア以外の場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
2,000 千円以下	10%	—
3,000 千円以下	15%	100 千円
4,000 千円以下	20%	250 千円
6,000 千円以下	30%	650 千円
10,000 千円以下	40%	1,250 千円
15,000 千円以下	45%	1,750 千円
30,000 千円以下	50%	2,500 千円
30,000 千円超	55%	4,000 千円

問3

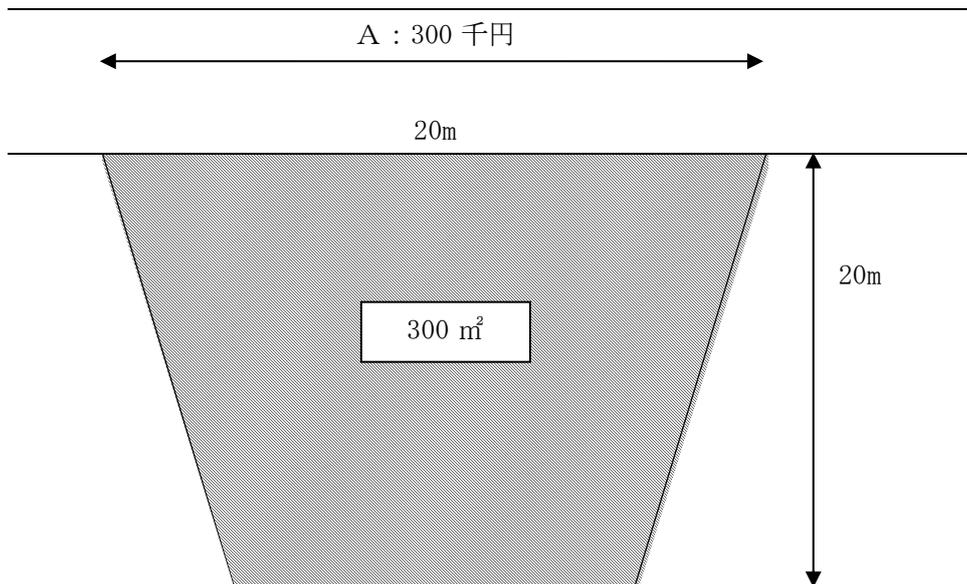
1. 下記自用地（1 路線に面する宅地）について、路線価方式による評価額を答えなさい。



A の地区区分：普通住宅（路線価 200 千円）

2. 下記自用地（不整形地）について、路線価方式による評価額を算定するにあたって、以下の  
(1) ～ (3) の間に答えなさい。

- (1) 不整形地補正率を算定する際の地積区分を答えなさい。
- (2) かげ地割合を答えなさい。
- (3) 路線価方式による評価額を答えなさい。



A の地区区分：普通商業・併用住宅（路線価：300 千円）

土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表（平成31年1月分以降用）

① 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離m	地区区分						
	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 " 8 "	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 " 10 "	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 " 12 "	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 " 14 "	0.91	1.00	1.00	1.00	1.00	0.97	0.97
14 " 16 "	0.92					0.98	0.98
16 " 20 "	0.93	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	0.99
20 " 24 "	0.94					0.97	0.97
24 " 28 "	0.95						
28 " 32 "	0.96					0.96	0.93
32 " 36 "	0.97						
36 " 40 "	0.98					0.92	0.91
40 " 44 "	0.99						
44 " 48 "	1.00					0.88	0.89
48 " 52 "							
52 " 56 "	0.97					0.86	
56 " 60 "		0.96	0.85				
60 " 64 "	0.95			0.84			
64 " 68 "		0.94	0.83				
68 " 72 "	0.93			0.82			
72 " 76 "		0.92	0.81				
76 " 80 "	0.90			0.80			
80 " 84 "		0.88	0.81				
84 " 88 "	0.86			0.81			
88 " 92 "		0.99	0.84				
92 " 96 "	0.97			0.82			
96 " 100 "		0.95	0.80				
100 "							

⑥ 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離m	地区区分						
	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	—	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上6未満	—	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 " 8 "	—	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8 " 10 "	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00	0.95	0.95
10 " 16 "	0.97					0.97	0.97
16 " 22 "	0.98	0.99	0.99				
22 " 28 "	0.99			1.00	1.00		
28 "	1.00						

⑦ 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	地区区分						
	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
2以上3未満	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00
3 " 4 "			0.99	0.96	0.99		
4 " 5 "			0.98	0.94	0.98		
5 " 6 "			0.96	0.92	0.96		
6 " 7 "			0.94	0.90	0.94		
7 " 8 "			0.92	0.92	0.92		
8 "			0.90	0.90	0.90		

② 側方路線影響加算率表

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街	0.07	0.03
高度商業、繁華街	0.10	0.05
普通商業・併用住宅	0.08	0.04
普通住宅、中小工場	0.03	0.02
大工場	0.02	0.01

③ 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街	0.03
高度商業、繁華街	0.07
普通商業・併用住宅	0.05
普通住宅、中小工場	0.02
大工場	0.02

④ 不整形地補正率を算定する際の地積区分表

地区区分	A	B	C
高度商業	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

⑤ 不整形地補正率表

地区区分 地積区分 かけ地割合	高度商業、繁華街、普通商業・併用住宅、中小工場			普通住宅		
	A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% "	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% "	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% "	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% "	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% "	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% "	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% "	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% "	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% "	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% "	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% "	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

⑧ 規模格差補正率を算定する際の表

地区区分 地積㎡	イ 三大都市圏に所在する宅地		ロ 三大都市圏以外の地域に所在する宅地	
	記号	普通商業・併用住宅 普通住宅	記号	普通商業・併用住宅 普通住宅
500以上1,000未満	②	25	②	100
1,000 " 3,000 "	③	75	③	250
3,000 " 5,000 "	④	225	④	500
5,000 "	⑤	475	⑤	500

⑨ かけ地補正率表

かけ地の方位	南	東	西	北
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 "	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 "	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 "	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 "	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 "	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 "	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 "	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 "	0.70	0.65	0.60	0.53

⑩ 特別警戒区域補正率表

特別警戒区域の地積 総地積	補正率
0.10以上	0.90
0.40 "	0.80
0.70 "	0.70

問 4 財産評価基本通達に基づく株式の評価に関して、下記の「前提となる事実」に基づいて上場株式の相続税評価額を求めなさい。

<前提となる事実>

- ・ 評価の対象となる上場株式（X社株式）は 20,000 株
- ・ 被相続人は平成 31 年(2019 年)3 月 29 日に死亡
- ・ X 社の一株あたりの株価の推移は下記のとおり

銘柄	2019/4 の終値 の月平均額	2019/3/29 の 終値	2019/3 の終値 の月平均額	2019/2 の終値 の月平均額	2019/1 の終値 の月平均額
X 社	2,100 円	2,500 円	2,600 円	2,300 円	2,200 円

以 上